

高松市議会議員の費用弁償およびその供託に係る公金支出に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

なお、綾野和男監査委員および大橋光政監査委員は、法第199条の2の規定により、除斥されています。

平成18年1月13日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己

高松市議会議員の費用弁償およびその供託に係る公金支出に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成17年11月16日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（氏名不詳の高松市議会議員作成の平成15年6月23日付費用弁償受け取り拒否通告書，供託例としての供託官作成の平成17年4月5日付供託金受領証写し・歳出管理票・費用弁償明細書（注）事実証明書については省略した。）の記載によると，氏名不詳の高松市議会議員は，「高松市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の規定に基づき高松市長が支払った費用弁償につき受領拒否をし，高松市に対して(a)供託に要する費用（郵券代金，封筒代金，職員の事務処理に要する人件費相当額）相当額の損害を与えているほか，(b)別紙「費用弁償受け取り拒否通

告書」の記載によると、同議員は費用弁償に係る金員の支払請求権を行使しないことを表明し支払請求権を放棄しているのであるから、高松市は支払義務はないので当該支払行為自体が違法な公金支出となるのである。(C)高松市が費用弁償として一旦支出した金員を同議員が高松市に戻入する行為が公職選挙法第199条の2に規定する「寄附の禁止」の規定に違反する行為であるとの解釈もあり得るが、若し仮に公職選挙法に抵触すると仮定しても、同議員自身の問題であり、高松市長は戻入に応じる必要があるのであり戻入を怠ることはできないのである。結局、別紙「費用弁償受け取り拒否通告書」の記載の通り権利者が支払請求権を放棄して高松市には支払義務がないのに公金を支出する行為は違法な公金支出に該当し、一旦、支出した費用弁償に係る公金の戻入を怠る不作為は地方自治法第242条第1項に規定する違法な怠る事実該当するものであり、若し仮に、高松市に支払義務があると仮定しても、供託の原因を作った議員自身は上記の供託に要する費用相当額の損害を高松市に与えているのである。本件各公金支出又は怠る事実は、上記の のいずれであると解したとしても、地方自治法第242条第1項に規定する違法な公金支出又は怠る事実に該当するものであり、地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の各規定にも違反する違法な公金支出又は怠る事実に該当するものである。本件住民監査請求の費用弁償に係る公金支出に関する対象期間は、本件住民監査請求前1年間の公金支出を対象とするものであるが、費用弁償の戻入を怠る事実については平成15年6月23日付「費用弁償受け取り拒否通告書」の受領後に支出した費用弁償の全部を対象とするものである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記各公金支出及び各費用弁償に係る公金の戻入を怠る事実につき責任を有する者に対して上記記載の各損害の補填をさせる等の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求による監査対象事項は、高松市(以下「市」という。)の職員が、費用弁償受け取り拒否通告書(以下「通告書」という。)を提出している高松市議会議員(以下「当該議員」という。)に対して、費用弁償に係る公金を支出していることおよび当該費用弁償の供託に要する費用に公金を支出していることが違法な公金の支出に該当するか否か、また、供託した費用弁償金の戻入を怠っていることおよび当該議員に対して供託に要した費用相当額の損害賠償請求をしないことが財産の管理を怠る事実に関連するか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、費用弁償および当該費用弁償の供託に要する費用の公金支出ならびに供託した費用弁償金の戻入および当該議員に対して供託に要した費用相当額の損害賠償請求を怠る事実について責任を有する者に対して、当該損害の補填を求めるほか必要な措置をとるよう、高松市長(以下「市長」という。)に対して勧告することを求めるものである。

また、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成17年12月16日に証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、請求人は、同年12月5日に陳述に代えて陳述書を提出したが、その要旨はおおむね請求書と同様なものであった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、市議会事務局総務調査課である。

第3 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員等から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 高松市議会議員に対する費用弁償に関する規定

ア 法律上の規定

法は、第203条第3項において、普通地方公共団体の議会の議員などは「職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。」と規定し、普通地方公共団体が議会の議員などに対して費用弁償しなければならない義務を負うことを明確に示したうえ、その支給については、同条第5項で「報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と規定している。

イ 条例上の規定

市は、この法第203条第5項の規定に基づき、高松市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「費用弁償等に関する条例」という。）を制定しており、同条例第4条第1項で、「議員が公務のため旅行した場合は、費用弁償として、- 中略 - 旅費を支給する。」と規定するとともに、同条第2項で「議員が、招集に応じて会議に出席した場合または議会の議決により付議された特定の事件についての審査のため委員会に出席した場合は、前項の規定にかかわらず、費用弁償として次の区分による旅費を支給する。ただし、公用車（これに相当するものを含む。）を使用したときは、1日につき3,000円とする。」と規定し、その区分による具体的な費用弁償の金額は、招集地から4キロメートル未満に住所を有する議員に対しては1日につき6,000円（同項第1号） 招集地から4キロメートル以上に住所を有する議員に対しては1日につき6,500円（同項第2号）と定めている。そして、同条第3項は、「旅費の支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。」と定めている。

(2) 高松市議会議員に対する費用弁償支給に関する事務手続

市は、高松市議会議員（以下「議員」という。）に対して費用弁償を支給する事務を行うに当たり、あらかじめ各議員の住所と招集地との距離を地図上で測定し、各議員が費用弁償等に関する条例第4条第2項第1号または第2号のいずれに該当する議員であるかを決定し、会議等への出席状況に応じて算出される費用弁償の額の計算に備えている。そして、

各議員の会議等の出席状況の確認については、本会議の場合は議場に入る市職員が、委員会の場合は委員会室に入る市職員がそれぞれ現場で確認し、出欠票を作成しており、欠席する議員は、高松市議会会議規則に基づき、欠席の届をすることになっているため、その届の提出状況と照合して確認している。

そして、会議等のあった月末に、あらかじめ決定している各議員ごとの費用弁償の単価に各議員の出席日数を乗じて、当月分の費用弁償支給額を算定し、各議員の氏名、出席日、出席日数、費用弁償の単価および費用弁償支給額を記載した費用弁償内訳書を各議員ごとに作成している。

この費用弁償の支出については、法施行令第161条第1項第4号および高松市会計規則（以下「規則」という。）第72条第1項第6号の規定に基づき、市職員にその経費の金額を交付して、現金支払をさせる資金前渡の方法を採っているため、資金前渡者である市職員は、会議等が開会された月末または翌月の初めに、支給対象となる議員全員分の費用弁償金に係る支出負担行為何兼支出命令の決裁を受け、翌月5日に指定金融機関から費用弁償金を受領し、あらかじめ作成している費用弁償内訳書とともに費用弁償金を登庁する各議員に直接手渡し、これを受領した各議員から受領書に受領確認印の押印を受け、それを資金前渡の精算に係る歳出管理票に貼付し、支給対象の議員全員に対する費用弁償の支給が完了した日から5日以内に精算を行っている。

(3) 当該議員に対する費用弁償を供託するに至った経緯

ア 当該議員から通告書が提出された経過

当該議員は、平成15年4月27日に施行された高松市議会議員選挙に立候補して当選し、初めて議員になったものであり、同年5月15日に開会された平成15年第2回高松市議会臨時会に出席したので、市は、同年6月初め頃、費用弁償等に関する条例に基づき、当該議員に対し、費用弁償として6,500円を支給しようとしたところ、当該議員から、その額が実際の費用を大きく超えていることや多くの自治体で費用弁償を廃止していること、市もこの制度自体の見直しや廃止を検討すべきであることなどを理由に、口頭でその受領を拒否す

る旨の通告を受け、その受領を拒否された。これに対し、市は、費用弁償の法例上の規定や、受領拒否が公職選挙法（以下「公選法」という。）の禁止する寄附に該当することになることなどを当該議員に説明し、その受領を要請したが、当該議員は受領拒否の意思が固く、市の要請に応じる態度を示さず、市に対し平成15年6月23日付けで、通告書を提出するに至った。

この通告書は、「費用弁償受け取り拒否通告書」と題しているところからも明らかなように、当該議員が費用弁償金の受領を明確に拒否する意思表示をしたものであり、同通告書に記載されている受領拒否の理由は、前記口頭拒否の際に述べていたことと同旨である。

イ 当該議員の通告書による意思表示に対する市の判断および対応

市は、当該議員が費用弁償の受領を拒否することは、公選法第179条第2項規定の寄附に該当するところ、同法第199条の2第1項は、公職の候補者または公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。）内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない旨を規定しており、当該議員の費用弁償金の受領拒否の行為は、同規定に抵触すると判断し、市として、その受領拒否を認め、費用弁償金の支払をしないこととすることはできないと決した。

ウ 費用弁償金を供託する必要性

市は、当該議員から費用弁償金受領拒否の意思表示があっても、なお、当該議員に対して、費用弁償金を支給しなければならない責務があると判断したものの、現実に当該議員が、その受領を拒否する態度をとり続ける限り、その支給を実行することは困難であり、当該議員に対する費用弁償金の支給は未処理の状態が続くことになる。その一方、市では、規則上、資金前渡により支出した公金は、用務終了後、一定の期間内に精算することが義務づけられており、遅くとも当該年度の出納閉鎖までにそれを完了する必要があるため、当該議員に費用弁償金として支給すべく支出した公金については、資金前渡者による保管

継続か、供託のいずれかの方法により対応しなければならないことになる。

そのうち、資金前渡者による保管については、当該議員による受領が全然見込めない状況では、その期間が長期に及ぶことが予測され、公金の適正な管理を図る上で適当ではなく、かつ、正当債権者である当該議員に対する支給が実現されない以上、市が支払義務を果たしたことにはならず、未処理状態が継続することにより変わりが無いので、市として採用すべき方法ではないと決定した。

そうすると、市としては、当該議員が受領する意思のない状況の中で、費用弁償等に関する条例の規定に基づく市の支払義務を果たすためには、これを供託することによって債務の消滅を図る外はないものと考え、平成15年6月23日付けで市長決裁を受け、供託を決定したものである。

(4) 当該議員に対する費用弁償の供託手続等

ア 費用弁償の供託に関する事務手続

市は、当該議員に対して支給すべき平成15年5月分費用弁償金6,500円について、平成15年6月26日に供託所である高松法務局に対し、受領拒否を原因として、当該議員を被供託者とする供託を行い、供託所が発行する同日付けの供託金受領書を持ち帰ったうえ、それを資金前渡の精算に係る歳出管理票に貼付し、同日付けで精算している。

また、市は、これ以降の当該議員に対する費用弁償金支給に係る支出についても、当該議員の受領拒否の意思は変動がなかったため、供託を行っている。

その供託から精算までの一連の事務手続は、前述の平成15年5月分費用弁償の取扱いと同様であり、各月の支出負担行為併用兼支出命令および供託併決裁の決裁日が、会議等のあった月の月末や翌月の初めとなって、多少前後しているものの、各月とも会議等のあった翌月の5日までに支出し、それを供託した後、規則に基づき用務終了後、5日以内に適正に精算されており、その詳細は、別紙のとおりである。

なお、市は、民法第495条第3項の規定に基づき供託者としての義務である供託の通知を行うため、供託規則に基づき、費用弁償金に併せて郵便切手および封筒を供託所へ提出している。

イ 費用弁償の供託に要した費用

市は、当該議員が通告書を提出した平成15年6月から本件請求が提出されるまでの間に、21回供託しており、それに要した費用相当額は、次のとおりである。

費 目	単 価	供託回数	金 額
郵便切手代金	80円/枚	21	1,680円
封筒代金相当額	1.78円/通	21	37円
人件費相当額	1,404円/時間	21	29,484円
合 計			31,201円

なお、供託に要した人件費相当額の単価については、この事務処理に正規の勤務時間内で1時間程度要したものとし、その事務に従事した担当職員の過去3か年の4月1日現在の給与を平均した額をもとに算定したものである。

(5) 当該議員による費用弁償金受領拒否の意思表示と公職の候補者等の寄附行為禁止を定める公職選挙法の規定との関係

公選法第179条第2項は、「この法律において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。」と規定しており、この場合の「寄附」とは、いかなる名目、いかなる方法によるものであっても、いやしくも相手方に財産上の利益を与えるものは、すべて該当するものであって、債権の放棄といえども相手方に財産上の利益を供与するものであるから、寄附に該当するものとされている。

市は、議員の報酬請求権については、議員の身分と表裏一体をなすものであって、まだ支給期日の到来しない部分について、報酬の辞退を意思表示することはできないが、具体的に発生した報酬請求権の辞退の意思表示があれば権利の放棄とみることができるとされていることから、具体的に発生した費用弁償の請求権についても、これを放棄することは、

一般的に可能と考えられるが、公職にある当該議員が費用弁償金の受領を拒否することは、これを支払う義務がある市に対し、前述で示したように債権を放棄することで財産上の利益を供与するものであり、公選法第179条第2項に規定されている「寄附」に該当するものと判断している。

そして、同法第199条の2第1項は、公職の候補者または公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。）内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない旨を規定し、これに違反するものに対しては同法第249条の2第1項に処罰規定があるところ、市は、前述のように当該議員の費用弁償金受領拒否が同法第179条第2項に規定されている「寄附」に該当するものと解しているため、必然的にこの規定に抵触するものと判断している。

したがって、市において、当該議員が費用弁償金の受領を拒否することを認め、これを債権放棄として処理することは、当該議員に公選法第199条の2第1項の公職の候補者等の寄附の禁止に関する規定に抵触する行為をさせることとなるため、法令を遵守すべき市として認めることはできず、当該議員から通告書が出された後も、なお、法および費用弁償等に関する条例に基づく当該議員に対する費用弁償の支給の責務を果たす必要があり、そのために当該議員に支給すべき費用弁償金を供託することは止むを得ないものであると認識している。

2 監査委員の判断

- (1) 市が、当該議員の通告書による費用弁償金受領拒否の意思表示後、当該議員を被供託者として当該議員に支給すべき費用弁償金を供託したことの合法性について

請求人は、当該議員が通告書によって費用弁償金の受領を拒否し、その支給を受ける権利を放棄しているため、市には当該議員に費用弁償金を支給する債務はなくなっており、その支給をなすべきではないのに、市がその支給のため公金を支出していることは違法な公金の支出である旨主張しているため、まず、この点について検討する。

ア 債権の放棄とは、債権者が債務者に対する権利を無償で放棄することを言い、免除と同義語で、債権者の債務者に対する一方的な意思表示によって債務を消滅させる単独行為である。

したがって、請求人が主張するように、費用弁償金の支給請求権を有する当該議員が、これを支給すべき債務を負担する市あてに通告書を提出したことが債権放棄の意思表示に該当し、その債権放棄が有効なものと認められるとすれば、当該議員が有する費用弁償請求債権は消滅したこととなり、市は、その支給をなすべきではないことになるので、当該議員の上記通告が債権放棄の意思表示に該当するものであるか否か、また、それが債権放棄の意思表示に該当するものと認められた場合に、その有効性はどうかという点を検討する必要がある。

イ そこで、まず、当該議員の通告書による通告が債権放棄の意思表示と認められるか否かについて検討する。

当該議員は、通告書において、議員の費用弁償金の支給は法第203条第3項の規定により認められたものであるが、その支給を具現化するために制定された費用弁償等に関する条例に規定されている支給金額は、実際の費用を大きく上回るもので相当ではなく、法第2条の「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」との規定の趣旨にも抵触しており、他の多くの自治体では費用弁償の制度を廃止しているので、市も、これに習って廃止すべきであるという政治的信念を表明した上、費用弁償金の受領を拒否する旨を通告するとともに、今後、費用弁償の請求権を行使しないことを明言し、市においては、上記条例が改正されるまで費用弁償を支給しないことを要請する旨の意思表示をしている。

当該議員がこの意思表示の中で挙げている費用弁償金受領拒否の理由の当否はともかくとしても、当該議員が、この通告で、すでに具体的に発生している費用弁償金の受領を拒否するとともに、今後、基本的な費用弁償請求権自体も行使しないことを明言しているので、その通告が、すでに具体的に発生している費用弁償金請求権はもとより基

本的な費用弁償金請求権そのものも債権放棄する意思表示をしているものと見るのが相当であろう。

ウ そこで、次に、当該議員の上記債権放棄の効力如何について検討する。

費用弁償は、普通地方公共団体が法の規定に基づいて支給しなければならない義務を負うものであり、これを受ける権利は公法上の権利で、議員の身分と表裏一体をなすものであるので、条例をもってこれを支給しないことを定めたり、あらかじめこれを受ける権利を放棄することはできないものとされているが、具体的に発生した費用弁償金請求権を辞退する旨の意思表示があれば、これを権利の放棄とみることができると解されている。

そうすると、当該議員の上記債権放棄の意思表示のうち、あらかじめ費用弁償を受ける権利を放棄するものと認められる通告書提出後の債権放棄は、その権利を認めている法に違反するものとして、無効なものと言わなければならない、その効力は認められないことになるので、その請求権は当該議員の上記意思表示にかかわらず消滅しないことになり、市の支給義務は残ることとなる。

エ 一方、当該議員が通告書を提出するより前にすでに具体的に発生していた費用弁償金の債権放棄の効力について検討するに、「監査により認められた事実」の(5)で明らかにしているように、その効力を是認すれば、債権は消滅することになり、市は、支給すべき費用弁償金相当額の支出を免れて、公選法第179条第2項に規定する寄附を受けることとなるところ、その寄附は、同法第199条の2第1項が規定する公職の候補者等の寄附の禁止に違反する行為に該当し、同法第249条の2第1項規定の処罰の対象となる結果を招来させることになり、違法で社会的妥当性を欠くものとして無効であると言わなければならない、その効力は否定されるので、その請求権も当該議員の上記意思表示にかかわらず消滅しないことになり、市の支給義務は残ることとなるものと言えよう。

そして、当該議員の通告書提出後に順次具体的に発生する費用弁償

金についても、当該議員が明確に受領拒否の態度をとり続けているので、その都度、債権放棄がなされるものと見なければならず、それら債権放棄も、当該議員の通告書提出以前に具体的に発生していた費用弁償金の場合と同様に、違法かつ社会的妥当性を欠くものとして、その効力が否定されることになるので、市の支給義務に変動を生じるものではないと認めざるを得ない。

オ このように、市は、当該議員から費用弁償金支給請求権を放棄する旨の意思表示を受けても、その債権放棄は違法なものとして効力が認められない以上、なお当該議員に対して費用弁償金を支給すべき義務が残るので、これを支給しなければならない状況にあったが、当該議員が、その受領を拒否し続けているため、これを実行することができず、困窮していたものであり、市は、「監査により認められた事実」の(3)のウで認めているとおり、会計事務処理上、当該年度の出納期限内に支給事務を完了しなければならない要請があることに配慮し、別紙記載のとおり、当該議員を被供託者として、当該議員に支給すべき費用弁償金を順次供託し、その責務を果たしたものに過ぎず、その公金支出には何らの違法もないものと言わなければならず、請求人の上記主張は失当である。

(2) 市が、当該議員に支給すべき費用弁償金を供託するに要した費用を市の公金から支出したことの適法性について

請求人は、仮に市に当該議員に対する費用弁償金支給の義務があるとしても、これを供託した原因は当該議員が受領を拒否したことによるものであるから、その供託に要した費用は当該議員に負担させるべきであり、これを公金で支出することは違法である旨主張しているので、この点について検討する。

市が、当該議員に支給すべき費用弁償金を供託するに至った原因が当該議員の受領拒否にあったことは請求人主張のとおりであり、その供託に要した費用は、「監査により認められた事実」の(4)のイに示したとおりである。

この供託に要した費用は、当該議員が受領拒否をせず、任意に受領し

ておれば不要なものであったことは事実であり，その費用を要した原因が当該議員の受領拒否という行為によることは明らかであるが，当該議員が費用弁償金の支給を受けることは権利ではあるものの，これを受領すべき義務があるものではなく，当該議員の受領拒否に責任が生じるものとは言えない。

そして，市は，「監査により認められた事実」の(3)のウで認めており，受領拒否の態度をとり続ける当該議員に費用弁償金の支給事務を実行するに当たり，会計事務処理上，当該年度の出納期限内に支給事務を完了しなければならない要請があることに配慮して，現実の支給に代えて供託の方法をとる方針を決定した上，供託手続をとるに至ったものであり，その供託に要した費用は，市が当該議員に対する費用弁償金支給の責務を果たすための費用として当然に市が負担すべきものであり，これを公金から支出することには何ら違法は認められない。

よって，この点に関する請求人の上記主張には何ら理由がないものと言わなければならない。

- (3) 市が，当該議員を被供託者として供託した費用弁償金の取戻しによる戻入をしていないことの適法性について

請求人は，当該議員を被供託者として供託した費用弁償金は，当該議員が受領拒否をしているので，本来，支給する責務がないものであるから，市が取戻して市会計に戻入すべきであるところ，市はその戻入をしておらず，財産の管理を怠る事実がある旨主張しているので，この点について検討する。

法施行令第159条は，歳出の誤払いまたは過渡しとなった金額については，収入の手続の例により，これを当該支出した経費に戻入しなければならない旨を規定している。

しかし，市が当該議員を被供託者として供託した費用弁償金は，前(1)で詳述しているとおり，当該議員が受領拒否の表明により費用弁償金の請求権を放棄する意思表示をしているとはいえ，その債権放棄は違法で効力が認められるものではなく，市は依然として当該議員に対して費用弁償金を支給すべき責務があり，これを全うすべく当該議員に支給すべ

き費用弁償金を現実に支給することに代えて、これを供託したものであり、支給すべき責務がないのに誤って支給すべく供託したものでないことは明らかであり、歳出の過渡しのないことも明らかであるので、戻入を要する事実は一切認められない。

したがって、この点に関する請求人の上記主張にも何ら理由がないものと言わなければならない。

- (4) 市が、当該議員を被供託者として費用弁償金を供託するに要した諸費用を当該議員から返還させる請求をしていないことの適法性について

請求人は、仮に市に当該議員に対する費用弁償金支給の義務があるとしても、これを供託した原因は当該議員が受領を拒否したことによるものであるから、その供託に要した費用は当該議員に負担させるべきであり、その費用相当額を損害賠償として当該議員に請求すべきであるに、その損害賠償を請求しておらず、財産の管理を怠った事実がある旨主張しているので、この点について検討する。

市が、当該議員に支給すべき費用弁償金を供託するに至った原因が当該議員の受領拒否にあったことは請求人主張のとおりであり、その供託に要した費用は、「監査により認められた事実」の(4)のイに示したとおりであるが、その費用を市の公金で支出することは、前(2)で詳述しているとおり、それを支給すべき責務を負う市として当然なことであり、何らの違法も認められない。そして、その供託費用は、当該議員の受領拒否により支出を余儀なくされたものではあるが、当該議員が費用弁償金の支給を受けることは権利ではあるものの、これを受領すべき義務があるものではなく、当該議員の受領拒否に責任が生じるものとは言えないので、市には、当該議員に対して、その費用相当額を損害賠償請求する権利はなく、その請求をしていない市に何ら財産の管理を怠る事実があると認めることはできない。

よって、この点に関する請求人の上記主張にも何ら理由がないものと言わなければならない。

- (5) 本件各公金支出における法第232条第1項および同第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定違反の有無について

最後に、請求人は、当該議員に対する費用弁償金に支給のための供託および供託費用の公金支出について、法第232条第1項および同第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定に違反するものがあり、いずれも違法な公金の支出であると主張しているので、この点について検討する。

請求人が主張する法第232条第1項および同第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定は、地方公共団体が、その事務を行うに当たり、必要な経費を支出する場合、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならないという趣旨を規定しているものである。

当該議員に対する費用弁償金に支給のための供託および供託費用の公金支出については、前項までに詳述しているところから明らかとなり、いずれの公金支出も、正当な理由で、適正な手続によって行われ、適正に算定した最少の経費で最大の効果をあげているものと認められ、前記各規定に違反するものは何ら見当たらず、違法・不当なものとは言えない。

また、その支出が市に損害を与えたものとは到底認められず、請求人の上記主張には何ら理由がないものと言わなければならない。

以上検討のとおり、請求人の主張は、いずれも理由がなく、失当である。よって、本件措置請求には理由がないものと判断する。

別紙

会議等のあった月	出席 日数	費用弁償の 金 額 (単位 円)	支出負担行 為 兼 支 出 命 令 日	前 渡 金 受 領 日	供託何決 裁 起 案 日	供 託 何 決 裁 日	供 託 日	精 算 日
平成15年5月	1	6,500	6月23日	6月26日	6月25日	6月26日	6月26日	6月26日
平成15年6月	2	13,000	7月1日	7月4日	7月1日	7月2日	7月4日	7月4日
平成15年7月	7	45,500	8月1日	8月5日	8月1日	8月4日	8月5日	8月5日
平成15年9月	8	52,000	10月1日	10月3日	10月1日	10月1日	10月3日	10月3日
平成15年11月	2	13,000	12月1日	12月5日	12月1日	12月1日	12月5日	12月5日
平成15年12月	8	52,000	1月5日	1月5日	1月5日	1月5日	1月5日	1月6日
平成16年3月	12	78,000	3月31日	4月5日	3月31日	3月31日	4月5日	4月5日
計	40	260,000						
平成16年5月	1	6,500	6月1日	6月4日	5月31日	6月1日	6月4日	6月4日
平成16年6月	8	52,000	7月1日	7月5日	6月29日	6月29日	7月5日	7月5日
平成16年7月	1	6,500	8月2日	8月5日	7月29日	8月2日	8月5日	8月5日
平成16年8月	1	6,500	9月1日	9月3日	8月31日	9月1日	9月3日	9月3日
平成16年9月	4	26,000	10月1日	10月5日	10月1日	10月1日	10月5日	10月5日
平成16年10月	1	6,500	11月1日	11月5日	11月1日	11月1日	11月5日	11月5日
平成16年12月	8	52,000	1月4日	1月5日	1月4日	1月4日	1月5日	1月5日
平成17年2月	2	13,000	3月1日	3月4日	3月1日	3月1日	3月4日	3月4日
平成17年3月	12	78,000	3月31日	4月5日	3月31日	3月31日	4月5日	4月5日
計	38	247,000						
平成17年5月	1	6,500	6月1日	6月3日	6月1日	6月2日	6月3日	6月3日
平成17年6月	7	45,500	7月1日	7月5日	7月1日	7月1日	7月5日	7月5日
平成17年7月	1	6,500	8月1日	8月5日	8月1日	8月2日	8月5日	8月5日
平成17年8月	1	6,500	9月1日	9月5日	9月1日	9月1日	9月5日	9月5日
平成17年9月	8	52,000	10月3日	10月5日	10月3日	10月3日	10月5日	10月5日
計	18	117,000						

高松市監査委員告示第2号

高松市議会議員の費用弁償およびその供託に係る公金支出に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、地方自治法（以下「法」という。）第252条の43第9項の規定により、高松市長に同条第2項前段の規定による通知を行わなかった理由を次のとおり公表します。

平成18年1月13日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己

高松市議会議員の費用弁償およびその供託に係る公金支出に関する住民監査請求に係る個別外部監査の請求について

第1 請求の内容

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成17年11月16日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（氏名不詳の高松市議会議員作成の平成15年6月23日付費用弁償受け取り拒否通告書，供託例としての供託官作成の平成17年4月5日付供託金受領証写し・歳出管理票・費用弁償明細書（注）事実証明書については省略した。）の記載によると，氏名不詳の高松市議会議員は，「高松市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の規定に基づき高松市長が支払った費用弁償につき受領拒否をし，高松市に対して(a)供託に要する費用（郵券代金，封筒代金，職員の事務処理に要する人件費相当額）相当額の損害を与えているほか，(b)別紙「費用弁償受け取り拒否通告書」の記載によると，同議員は費用弁償に係る金員の支払請求権を

行使しないことを表明し支払請求権を放棄しているのであるから、高松市は支払義務はないので当該支払行為自体が違法な公金支出となるのである。

(C)高松市が費用弁償として一旦支出した金員を同議員が高松市に戻入する行為が公職選挙法第199条の2に規定する「寄附の禁止」の規定に違反する行為であるとの解釈もあり得るが、若し仮に公職選挙法に抵触すると仮定しても、同議員自身の問題であり、高松市長は戻入に応じる必要があるものであり戻入を怠ることはできないのである。結局、別紙「費用弁償受け取り拒否通告書」の記載の通り権利者が支払請求権を放棄して高松市には支払義務がないのに公金を支出する行為は違法な公金支出に該当し、一旦、支出した費用弁償に係る公金の戻入を怠る不作為は地方自治法第242条第1項に規定する違法な怠る事実該当するものであり、若し仮に、高松市に支払義務があると仮定しても、供託の原因を作った議員自身は上記の供託に要する費用相当額の損害を高松市に与えているのである。本件各公金支出又は怠る事実は、上記の のいずれであると解したとしても、地方自治法第242条第1項に規定する違法な公金支出又は怠る事実に該当するものであり、地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の各規定にも違反する違法な公金支出又は怠る事実に該当するものである。本件住民監査請求の費用弁償に係る公金支出に関する対象期間は、本件住民監査請求前1年間の公金支出を対象とするものであるが、費用弁償の戻入を怠る事実については平成15年6月23日付「費用弁償受け取り拒否通告書」の受領後に支出した費用弁償の全部を対象とするものである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記各公金支出及び各費用弁償に係る公金の戻入を怠る事実につき責任を有する者に対して上記記載の各損害の補填をさせる等の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は正常に機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求めざる

を得ない。

第2 監査対象事項

本件請求による監査対象事項は、高松市の職員が、費用弁償受け取り拒否通告書を提出している高松市議会議員（以下「当該議員」という。）に対して、費用弁償に係る公金を支出していることおよび当該費用弁償の供託に要する費用に公金を支出していることが違法な公金の支出に該当するか否か、また、供託した費用弁償金の戻入を怠っていることおよび当該議員に対して供託に要した費用相当額の損害賠償請求をしないことが財産の管理を怠る事実に関連するか否かという事項である。

第3 高松市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。